

広告物での表示

延べ床面積 2000 ㎡以上の新築・増改築において、販売等の広告を行う場合、広告物に表示ラベルを掲載することを義務づけ。(平成 24 年 4 月～)

広告物での表示ラベル改正案

表示ラベル (現行)



省エネ基準に適合した場合に表示

(広告物への表示寸法) 縦 37mm×横 60mm 以上

表示ラベル (改正案)



文字を縮小

総合評価の欄を上部に

「標準」を追加

(広告物への表示寸法) 縦 37mm×横 60mm 以上

重点項目	CO ₂ 削減	LR3-1 地球温暖化への配慮	→	変更なし
	省エネ対策	Q1-2.1.2 外皮性能		
		LR1-1 建物外皮の熱負荷抑制	→	独立した項目に
		LR1-2 自然エネルギーの利用	→	独立した項目に
		LR1-3 設備システムの高効率化	→	独立した項目に
		LR1-4 効率的運用		
	LR2-1 水資源保護			
みどり・ヒートアイランド対策	Q3-1 生物環境の保全と創出			
	Q3-3.2 敷地内温熱環境の向上	→	変更なし	
	LR3-2.2 温熱環境悪化の改善			
再生可能エネルギー	太陽光発電	太陽光発電設備を導入しているか	→	1項目に統合
	太陽熱利用	太陽光熱利用設備を導入しているか		
	その他再生エネ	風力発電、地熱利用等の設備を導入しているか		

CO ₂ 削減	LR3-1 地球温暖化への配慮
みどり・ヒートアイランド対策	Q3-1 生物環境の保全と創出
	Q3-3.2 敷地内温熱環境の向上
建物の断熱性	LR3-2.2 温熱環境悪化の改善
エネルギー削減	LR1-1 建物外皮の熱負荷抑制
太陽光発電	LR1-3 設備システムの高効率化
その他再生エネ	太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、地熱利用等の設備を導入しているか
自然エネルギー直接利用	LR1-2 自然エネルギーの利用

※なお、工事現場表示 (基本部分) と広告表示のラベリングは、大きさの違いのみで同一の内容とする。

工事現場での表示の義務化

延べ床面積 2000 m²以上の新築・増改築において、工事現場の見やすい場所に表示ラベルを表示することを義務化。（建築物環境計画書が平成 30 年 4 月 1 日以降に届出された分から。）

工事現場での表示ラベル案

基本部分



追加部分（任意）



- ・基本部分は、広告物への表示と同じ内容とし、工事現場に必ず表示する。
- ・追加部分は、①「エネルギー削減率」、②「導入される環境配慮などの取組項目」を表示するものであり、工事現場に任意で表示できるものとする。
（①②項目は両方とも表示しても、1つだけ表示してもよい。）
- ・追加部分を表示する場合は、基本部分と追加部分が隣接するように表示する。
- ・表示サイズは、基本部分、追加部分それぞれ 縦 170mm×横 280mm 以上とする。（A4 用紙サイズ程度の大きさ）
- ・基本部分と追加部分の枠の色は同じとする。
- ・追加部分は、工事現場での表示だけでなく、広告に表示してもよい。

○エネルギー削減率

「建築物の省エネ性能表示のガイドラインについて」（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）に基づき表示

○導入される環境配慮などの取組項目 自由記載。

取組項目の例

屋上緑化、壁面緑化、ビオトープ、緑陰、二重サッシ、複層ガラス、真空ガラス、LED、BEMS、雨水利用、節水型機器、ライトシェルフ、自然換気システム、クールチューブ、耐震性 1.25 倍、免震、制震、非常用発電機、かまどベンチ、マンホールトイレ、電気自動車スタンド など